

宇治市 第2次人権教育・啓発推進計画

概要版



宇治市第2次人権教育・啓発推進計画〔概要版〕
2016年(平成28年)3月

発行 宇治市市民環境部人権啓発課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 TEL. 0774-22-3141(代)



2016年(平成28年)3月

宇治市

計画の基本的な考え方

■計画策定の趣旨

本市では、2006年(平成18年)に「宇治市人権教育・啓発推進計画(以下、「第1次計画」という。)」を策定し、市民一人ひとりがあらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を本市において構築することを目標として、人権尊重理念の普及とさまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推進してきました。

このような取り組みによって、市民の人権問題への関心がより一層高まり、正しい認識や理解も着実に深まるなどの成果がみられましたが、現在においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、感染者患者等の人権等に関するさまざまな問題が依然として存在しており、近年では、インターネット上の掲示板等への悪質な書き込みや戸籍等の不正取得等の事象も発生しています。

また、少子高齢社会の進展や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大等、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的に効果的な取り組みを推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

■計画の目標

この計画は、第1次計画を継承・発展させ、宇治市第5次総合計画に掲げる「人権尊重社会の実現」を目指し、市民一人ひとりが、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を宇治市において構築することを目標とします。

■計画期間

この計画の目標年次は、2025年度(平成37年度)とします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

■人権教育・啓発の視点

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権問題の現状等

■同和問題

- 同和問題の解決を市政の重要施策として位置付け、30年余りにわたって特別措置法に基づく同和対策事業等、総合対策の実施により、道路や住宅等の生活環境改善をはじめとする物的基盤整備は一定前進しましたが、教育、就労、産業の面では、なお、課題が存在しています。
- 人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、残された課題の解決に向けて、現行制度を的確に適用して取り組みを推進します。
- 同和問題に関する偏見や差別意識は依然として就職や結婚問題を中心に根強く存在し、さらに近年においては、インターネットを使った差別的情報の掲載等の事象も多数発生しています。
- 偏見や差別意識の解消に向けては、人権尊重の視点から効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、コミュニティワークうじ館・こはた館を活用した活発な住民交流を促進し、住民相互の理解と信頼を深めながら、人権が尊重されるまちづくりやそれを担う人づくりの取り組みを推進します。

■女性

- 男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題の一つと位置付けられており、男女が生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、総合的かつ積極的な取り組みを推進してきました。
- 性に起因する暴力やジェンダーを背景とした差別的取り扱い等が課題です。
- 「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に基づき、「宇治市男女共同参画計画」を策定し、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- DVについては、暴力の根絶に向けて、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、引き続き、相談や一時保護、自立支援等の被害者支援に取り組みます。
- 企業等におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するため、京都府や関係機関と連携し、人権教育・啓発を通して防止に努めます。
- ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、保育・介護サービスの充実など家庭と仕事の両立への支援に努めます。

■子ども

- 2001年(平成13年)に宇治市児童虐待防止ネットワーク会議を設立、2008年(平成20年)には宇治市要保護児童対策地域協議会へ移行して、子どもの人権侵害である虐待の早期発見や啓発に努めています。
- いじめ・体罰問題や児童虐待の増加、インターネットや携帯電話の普及による有害情報の氾濫等、子どもを取り巻く環境は人権が侵害されやすい状況になっています。
- 近年、いじめが増加するとともに、いじめが原因で自ら命を絶つ児童・生徒は少なくありません。児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に引き続き取り組めます。
- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、総合的な取り組みを推進します。



■高齢者

- 高齢者を弱者として判断することが差別や偏見を発生させ、元気な高齢者が年齢制限等で雇用・就業機会を奪われ、自ら社会参加することができず、自立できない事象が発生しています。
- 消費者被害や、高齢者に対する身体的・心理的虐待や経済的虐待も発生しています。
- 高齢者が地域社会で活躍できる仕組みを創出し、やりがいや生きがいを持って生活することができる生涯現役社会の実現に取り組むとともに、支援を必要とする高齢者を介護サービスだけではなく、地域社会で支える体制づくりを推進します。
- 認知症への正しい理解を広げるとともに、見守りネットワークの確立、介護サービス基盤の整備等に取り組めます。

■障害のある人

- 「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とした「宇治市障害者福祉基本計画(第2期計画)」に基づき、障害のある人もない人も共に、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活することのできる共生社会の実現を目指した取り組みを推進しています。
- 障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、今後も正しい知識の普及や啓発を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図ります。
- 障害のある人とない人の相互の理解を深め、交流の促進を図ります。

■外国人

- 外国から日本に来る人の数は年々増加しています。言葉や生活習慣等の違いから、住居、教育、労働、地域交流など日常生活を送る上でさまざまな問題が発生しています。
- 近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題も発生しています。
- 言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識の醸成等、地域でのつながりを深め、差別がない「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

■感染症・ハンセン病患者等

- 現在、さまざまな感染症や難病等がある中で、とりわけエイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者及びハンセン病回復者に対する差別や偏見が根強く存在しています。
- エイズやハンセン病、その他の難病に対する正しい知識の普及を推進します。
- エイズ患者・HIV感染者及びハンセン病患者・ハンセン病回復者、その他の難病患者が尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指した取り組みを京都府と連携しながら推進します。



■さまざまな人権問題

(犯罪被害者等)

- 今後も京都府や関係機関との連携により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」(11月25日から12月1日まで)等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等に対する市民の理解の促進を図ります。

(ホームレス)

- 2015年(平成27年)から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援が強化されています。ホームレス対策については、この法律に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に運用し、ホームレス等の生活困窮者の自立を支援します。

(性同一性障害、性的指向)

- 性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等は、社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性に多様性があることへの市民の理解を深め、性同一性障害や性的指向に関わらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための啓発を推進します。

(その他の人権問題)

- 刑を終えて出所した人々、アイヌの人々、婚外子、北朝鮮による拉致問題など、さまざまな人権問題に対する差別意識や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

■社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

(インターネットによる人権侵害)

- 違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行等、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。
- インターネットの危険性について市民に周知し、安心してインターネットを利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図ります。

(個人情報の保護)

- 宇治市個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。
- 個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組めます。
- 身元調査等の目的で、戸籍謄本や住民票の写し等が本人の知らないところで不正に取得されることがないように、啓発等に取り組めます。

(安心して働ける職場環境の推進)

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。
- パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するため、企業に対する啓発を推進します。



人権教育・啓発の推進

■計画の推進

推進体制

- 本市における全庁的な組織として設置している宇治市人権教育・啓発推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。
- この計画の趣旨を踏まえ、本市のすべての行政分野において、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

- 関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。
- 公的団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

計画に基づく施策の点検・評価

- この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。
- この計画に基づく施策を効果的に実施するため、宇治市人権教育・啓発推進本部で毎年度、重点取り組みを定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

■あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1)就学前の教育・保育施設

- 他者とのかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進します。

(2)学校

- 「学習指導要領」や「京都府教育振興プラン」「学校教育の重点」「宇治市教育振興基本計画」「宇治市教育の重点」に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

(3)地域社会

- 基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会をつくるため、コミュニティワークうじ館・こはた館や生涯学習センター等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

(4)家庭

- 親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。
- 家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

(5)企業・職場

- 人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等の取り組みが推進されるよう、市内の企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、情報提供等の支援に努めます。



■人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

(1)市職員

- 市職員に対しては、さまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に、効果的な職員研修を実施します。

(2)消防職員

- 消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を習得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うよう、人権研修に努めます。

(3)教職員・社会教育関係職員

- 教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、さまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識の深化と、実践力や指導力の向上を図ります。

(4)医療関係者

- インフォームドコンセントの徹底や適切な患者への処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人権意識の一層の向上が図られるよう努めます。

(5)保健福祉関係者

- 保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実に支援します。

(6)メディア関係者

- メディア関係者に対し、その活動を通して市民に対する人権尊重の積極的な働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

■指導者の養成

- さまざまな研修機会等を通して、指導者を養成するための取り組みに努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

■人権教育・啓発資料等の整備

- 対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努め、就学前の教育・保育施設、学校、地域社会、家庭、企業、職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

■効果的な手法による人権教育・啓発の実施

- 人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。
- 人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広域連携も踏まえて、身近な問題をテーマとして、広報紙、新聞、ラジオ等のメディアを積極的に活用するほか、インターネットもさらに積極的に活用します。
- 憲法週間(5月1日～7日)、人権強調週間(8月)及び人権週間(12月4日～10日)に集中的かつ重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。